

令和2年3月

組合員様
ご利用者様 各位

みなみ魚沼農業協同組合

J Aポイントサービスにおける会員規約の一部変更のお知らせ

日頃より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、J Aポイントサービスにおける会員規約について、改正民法施行に伴い令和2年4月1日より下記の通り一部変更させていただきます。ご理解いただき今後も変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

変更前	変更後
<p>: (省略)</p> <p>第9条 退会等</p> <p>: (省略)</p> <p>3. 当J Aは自己の事情によりポイント会員の退会処理を実施できます。その場合、郵送、電子メール送信等でポイント会員あてに通知いたします。退会によって生じた損害については、当J Aは一切の責任を負いません。</p> <p>4. ポイント会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当J Aはポイント会員に通知することなく、ポイント会員の退会処理または本規約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。</p> <p>① ポイント会員が当J Aに対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合</p> <p>② ポイント会員が死亡した場合</p> <p>: (省略)</p>	<p>: (省略)</p> <p>第9条 退会等</p> <p>: (省略)</p> <p>3. 当J Aは自己の事情によりポイント会員の退会処理を実施できます。その場合、郵送、電子メール送信等でポイント会員あてに通知いたします。退会によって生じた損害については、当J Aは一切の責任を負いません。</p> <p><u>4. 3. ポイント会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当J Aはポイント会員に通知することなく、ポイント会員の退会処理または本規約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。退会によって生じた損害については、当J Aは一切の責任を負いません。</u></p> <p>① ポイント会員が当J Aに対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合</p> <p>② ポイント会員が死亡した場合</p> <p>: (省略)</p>

附 則

この規約の変更は令和2年4月1日より実施する。

以上